

晴海緑地公園内行為許可申請に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が山口県より指定管理を受けている港湾施設の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可を行う施設)

第2条 使用許可を行う港湾施設は、晴海緑地公園（徳山下松港の晴海護岸、晴海臨海道路の一部、晴海野積場の一部、晴海A緑地及び晴海B緑地）とする。

(許可の申請)

第3条 施設を使用しようとする者は、晴海緑地公園内行為許可申請書(第3条関係様式)を周南市建設部河川港湾課（以下「所管課」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として使用予定日の属する月の3カ月前の初日から使用予定日の10日前までの間にしなければならない。

3 国や地方公共団体等の申請においては、前項の限りではない。

(許可の基準)

第4条 施設の使用は、公益を害するおそれがあると認められる場合や港湾施設の管理上支障があると認められる場合を除き、許可するものとする。

(許可の取り消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、港湾施設の使用許可を取り消す。

(1) 市等の公共団体において、港湾施設を公用等の用に供する必要が生じたとき。

(2) 使用者が許可を受けた使用の目的以外の用途に供し、第3者に転貸し、又はその権利を譲渡したとき。

(申請者の義務および責務)

第6条 使用者は、使用責任者1名を定め、当該責任者に使用中の事故防止に万全を期させるとともに、使用中に生じた事故について責任を負わせなければならない。

2 使用責任者は、施設、設備等を損傷又は亡失したときは、直ちに所管課に連絡するとともに、その指示を受けなければならない。

(弁償)

第7条 使用者は、施設、設備等を損傷又は亡失したときは、所管課の指示に従い、自己の負担においてこれを補填、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。

附 則

この要領は、使用予定日が令和2年4月1日以降の申請分から適用する。